神奈川県地震防災戦略

~県民総ぐるみアクションプラン~

平成28年3月神奈川県防災会議

目 次

Ι		はじめに		1
Ι		基本的事項		3
	1	『神奈川県	県地震防災戦略』とは	4
	2	地震防災戦	战略改定の基本的な考え方	4
	3	減災目標		5
	4	対象期間		5
	5	減災目標と	とする地震の被害想定(大正型関東地震)	6
Ш		減災目標の遺	を成に向けた重点施策	9
	1	揺れによる	5死者数を減らす	11
		重点施策 1	住宅の耐震化	13
		重点施策 2	多数の者が利用する建築物の耐震化	14
		重点施策 3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	15
		重点施策 4	屋内収容物等の耐震対策	16
		重点施策 5	防災訓練の実施(揺れ対策)	17
		重点施策 6	がけ崩れ等の対策	19
		重点施策 7	防災知識の普及・啓発	20
		重点施策 8	防災教育の強化	22
		重点施策 9	ハザードマップ等による意識啓発	23
		重点施策 10	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援	
			(揺れ対策、津波対策)	24
		重点施策 11	企業の防災に関する取組への支援	26
		重点施策 12	地域住民による救護活動の実施への支援	27
		重点施策 13	医療救護訓練の実施	28
		重点施策 14	災害時医療救護体制の整備	29
		重点施策 15	大規模災害時の広域医療搬送体制の整備	31
		重点施策 16	道路・橋りょう・鉄道の整備	32
		重点施策 17	帰宅困難者対策	33

2 津流	こよる外者数を減らず35	
重点点	策 18 津波避難に関する啓発 37	
重点点	策 19 津波からの一時避難施設や避難路等の整備	
重点加	策 20 防災訓練の実施(津波対策)39	
重点加	策 21 海岸保全施設等の整備 40	
重点加	策 22 要配慮者の避難・安全確保に関する対策41	
重点加	策 23 県民等への情報発信体制の整備43	
3 火災	による死者数を減らす45	
重点点	策 24 建物の防火・不燃化対策47	
重点点	策 25 防災訓練の実施(火災対策)49	
重点点	策 26 消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援	
	(火災対策)50	
重点	策 27 上水道施設の整備52	
重点加	策 28 市街地の整備 53	
重点	策 29 避難場所・避難路等の整備54	
重点加	策 30 消火活動体制の強化 55	
IV 減災	果の算出57	
45 L. 45		
参考資	1 神奈川県地域防災計画(地震災害対策計画)の項目に基づく	
	取組例	
1		
1		
1	o year and and any injustice year. (y y i mey i him you	
1		
参考資	2 減災効果算出の考え方128	}
2	1 揺れによる死者数の減災効果算出の考え方128	3
2	2 津波による死者数の減災効果算出の考え方137	,
2	3 火災による死者数の減災効果算出の考え方139)
参考資	3 「大正型関東地震」以外の5つの地震の減災効果143	}
参考資	4 神奈川県地震防災戦略策定検討委員会 委員名簿)

[減災コラム一覧]

「減災コラム」とは、過去の震災の被害状況、様々な減災のための手法、訓練の内容など、県民等が減災対策に取り組むために参考となる情報を集めた読み物です。

1	大正関東地震(関東大震災)の被害	7
2	地震のメカニズム	8
3	新耐震基準と旧耐震基準	13
4	多数の者が利用する建築物	14
⑤	阪神・淡路大震災の揺れによる建物倒壊や家具等の転倒被害の様子	15
6	シェイクアウト訓練	18
7	かながわけんみん防災カード	21
8	e-かなマップ	23
9	県民による「自助」・「共助」の重要性	25
10	地震防災チェックシート	25
11)	B C P (事業継続計画) 作成のすすめ	26
12	A E Dの設置場所	27
13)	ビッグレスキューかながわ	28
14)	マイME-BYOカルテ	30
15)	EMIS(広域災害救急医療情報システム)	31
<u>16</u>)	緊急輸送道路と緊急交通路	32
17)	災害時帰宅支援ステーション	34
18)	帰宅困難者の心得	34
19	津波対策訓練	39
20	海岸保全施設	40
21)	外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」	42
22	避難行動要支援者名簿	42
23	東日本大震災の津波による浸水被害の様子	44
24)	感震ブレーカー等	48
25)	消防団	51
26	自主防災組織	51
27)	消防水利	51
28	阪神・淡路大震災の火災による被害の様子	52
29	都市公園の整備	54
30)	神奈川県地震災害対策推進条例	56

I はじめに

I はじめに

平成 23 年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、広域にわたって甚大な被害が発生し、多くの人命が失われました。特に津波による被害は深刻でしたが、釜石市では、大きな地震が起きたら、とにかく早く、自分の判断でできるだけ高いところへ逃げるという「津波てんでんこ」の教えをもとに、普段から訓練を行っていたため、99.8%の児童が助かったり、住民が大声で津波の警告をしたことをきっかけに、近隣の住民が協力し合って避難し、被害が抑えられた例もあります。

この震災を契機に、自助や共助による防災・減災の取組の重要性が再認識されました。

国は、災害対策基本法等の法令や防災基本計画の改正、南海トラフ巨大地震・首都直下地震の被害想定の公表、大規模地震防災・減災対策大綱の決定など、東日本大震災の発生以降、様々な防災・減災の取組を進めてきました。平成 27 年3月に閣議決定(変更)した『首都直下地震緊急対策推進基本計画』(以下「国の基本計画」という。)では、今後 10 年間で達成すべき減災目標を示し、これを達成するための各施策について、具体目標を設定しています。

神奈川県では、平成 22 年3月に策定した『神奈川県地震防災戦略』(以下「現行防災戦略」という。)に基づき、神奈川県に大きな影響を及ぼす地震を対象に、減災目標を設定して各種取組を進めてきました。そして、平成 28 年3月に現行防災戦略の対象期間が終了することを見据え、平成 25 年度から 26 年度にかけて『神奈川県地震被害想定調査』(以下「地震被害想定調査」という。)を実施しました。

この調査で想定された被害は、最大の大正型関東地震で死者が3万人を超える衝撃的なもので した。そこで、この大正型関東地震の死者数を今後9年間で概ね半減させることを減災目標に、 『神奈川県地震防災戦略』を改定(以下「新防災戦略」という。)しました。

新防災戦略は、『県民のいのちを守る』ことを最優先としたアクションプランです。これに基づいて、神奈川県は、市町村や国、事業者などの関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

しかし、減災目標を達成するためには、行政機関の取組(公助)だけでは足りません。県民や 事業者等の取組(自助・共助)も含めた自助・共助・公助が連携し一体となって、防災・減災対 策を進めていく必要があります。県民総ぐるみで、いのちを守る防災・減災に取り組みましょう。

なお、神奈川県防災会議が策定する新防災戦略は、県及び市町村が防災・減災の取組を進める 上での指針となるものですが、すでに独自の地震防災戦略等を策定している市町村は、その地震 防災戦略等に基づいて取組を進め、協調して県全体の防災・減災に取り組むこととします。

Ⅱ 基本的事項

Ⅱ 基本的事項

1 『神奈川県地震防災戦略』とは

神奈川県地震防災戦略は、大規模地震による被害を軽減するため、「減災目標」を定め、その 目標を達成するために必要な対策について、数値目標や減災効果等を明示し、戦略的に防災・ 減災対策に取り組むための行動計画です。

減災目標を達成するためには、県や市町村等の行政機関だけでなく、県民、事業者とともに、 県民総ぐるみで防災・減災対策に取り組む必要があることから、行政機関のほか、公益的事業 を営む法人、NPO法人、自主防災組織、学識経験者等で構成する神奈川県防災会議において 策定しています。

平成 22 年3月に策定した現行防災戦略は平成 28 年3月に対象期間が終了するため、平成 25 年度から 26 年度にかけて実施した地震被害想定調査をもとに改定します。

2 地震防災戦略改定の基本的な考え方

■ 『県民のいのちを守る』ことを最優先に

地震被害想定調査により想定された被害は、最大の大正型関東地震で死者が3万人を超える 衝撃的なものでした。

新防災戦略では、『県民のいのちを守る』ことを最優先に考え、死者数の軽減を減災目標に掲げます。

減災目標の達成のため、地震の被害を「揺れ」、「津波」、「火災」に分け、それぞれの被害の 軽減に有効な対策を「重点施策」と位置づけ、死者数の軽減を進めます。

■ 自助・共助・公助が一体となった取組の推進

防災・減災対策を推進するにあたっては、自らの身を自ら守る「自助」、地域などで互いに協力し助け合う「共助」、県・市町村・国等が行う「公助」が連携し一体となって取り組んでいくことが必要なことから、県民や事業者等の取組も、新防災戦略に位置づけています。

3 減災目標

地震被害想定調査では、次の6つの地震を主な調査対象としました。

大正型関東地震(Mw8.2)	都心南部直下地震(Mw7.3)	
三浦半島断層群の地震(Mw7.0)	神奈川県西部地震(Mw6.7)	
東海地震(Mw8.0)	南海トラフ巨大地震(Mw9.0)	

新防災戦略では、『県民のいのちを守る』ことを最優先とする考え方から、6つの地震のうち県内で最も多い31,550人の死者数が想定されている、『大正型関東地震』を減災目標の対象地震とします。

減災目標は、国が基本計画の中で、首都直下地震緊急対策区域(神奈川県内全域が指定)を対象に、死者数を 10 年間で概ね半減させる、としていることを踏まえ、同様に『死者数の概ね半減』を目指します。

大正型関東地震の死者数を概ね半減します。

なお、大正型関東地震以外の5つの地震でも、被害の様相は様々ですが、大きな被害が発生します。新防災戦略に位置づけた重点施策を実施し、県内全域の防災・減災対策を推進することは、これらの地震による死者数の軽減にもつながります。

4 対象期間

国の基本計画の目標達成期間(平成 27 年度~平成 36 年度)に合わせて対象期間を9年間とします。

平成28年度から平成36年度までの9年間を対象期間とします。

なお、重点施策の数値目標の進捗状況については、対象期間の概ね中間年に点検を実施し、課題について検討したうえで、必要に応じて数値目標等の見直しを行います。

5 減災目標とする地震の被害想定(大正型関東地震)

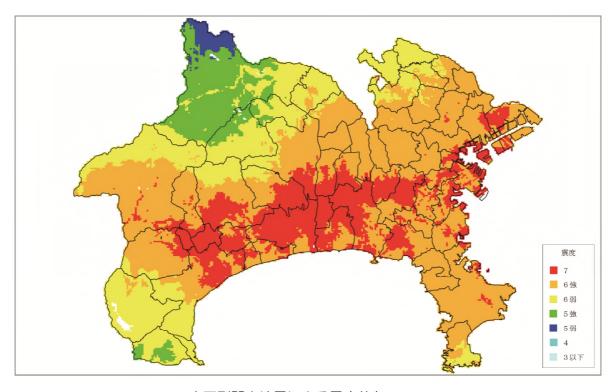
大正型関東地震は、相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震です。 1923年(大正12年)に発生した関東地震(いわゆる関東大震災)を再現した地震で、国も 長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震です。

地震被害想定調査における大正型関東地震の被害想定結果(抜粋)は以下のとおりです。

、在土内が代記といる土 5 (K) 日主(1 10 55)				
要因	全壊・焼失棟数	要因		死者数
揺れ	411,950 棟		建物被害	15,110人
液状化	15,900 棟		屋内収容物	1,770 人
急傾斜地崩壊	1,280 棟	揺れ	ブロック塀等	750人
津波	5,270 棟		急傾斜地崩壊	60人
(ダブルカウント)	△40,760 棟		屋外落下物	10人
火災	169,780 棟	津波		12,530人
		火災		1,330人
合計	563,420 棟	合計		31,550人

大正型関東地震による主な被害量(冬18時)

大正型関東地震が発生すると、県西地域と県北部の一部を除き、ほぼ県全域で震度6強以上の 揺れになると想定されており、特に川崎市、横浜市から湘南地域、県央地域、県西地域にかけて は、震度7の揺れが想定されます。



大正型関東地震による震度分布

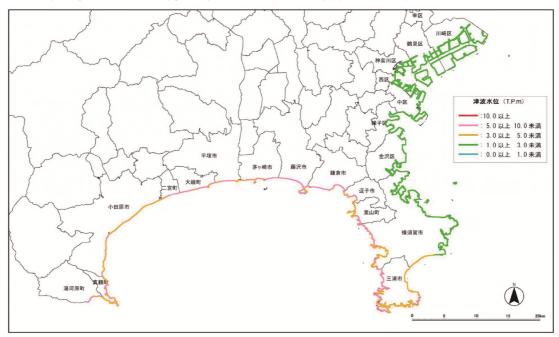
[※] 冬 18 時発災 (ただし、津波は深夜 0 時発災)、各地域の平均風速を条件に被害量を算出しています。

[※] 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は一致しません。

[※] 火災の逃げ惑いによる死者数を除きます。

また、津波については相模湾内で6~10m、東京湾内で2~4mの水位*が想定され、到達時間は相模湾内で5~10分、東京湾内で25~45分と想定されます。

※ 水位は東京湾平均海面からの高さ(単位:T.P.m)として計算しています。



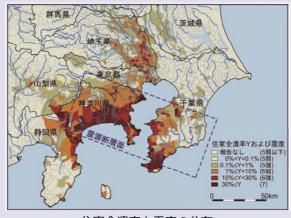
大正型関東地震による津波の最大水位分布

このような地震の揺れ、揺れに伴う火災によって、被害は県内全域におよび、さらに津波によって沿岸部の被害が大きくなります。

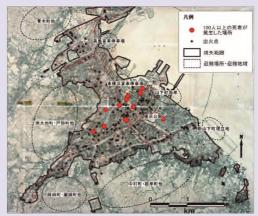
減災コラム① 〈大正関東地震(関東大震災)の被害〉

大正関東地震(関東大震災)は、首都圏を襲った巨大地震で、阪神・淡路大震災の15倍以上、東日本大震災の5倍以上の多くの命が失われました。被害の主な原因は火災です。地震発生時刻が火気を多く使う正午近くであったことに加え、台風の余波による強風が吹き荒れて、複合災害となったことも、大規模な延焼火災を招く要因となりました。

火災以外にも、住宅の倒壊や津波による死者も多く発生しました。震源が相模湾であったため、 早いところでは地震後5分程度で津波が襲来し、避難が間に合わない人も多くいました。



住家全潰率と震度の分布



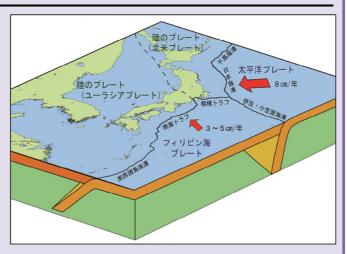
横浜市の火災被害と被害者の避難地域

(出典:「災害史に学ぶ 海溝型地震・津波編」中央防災会議『災害教訓の継承に関する専門調査会』編http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/pdf/saigaishi_kaikoujishin_tsunami.pdf) (左は諸井・武村 2002、右は藤原 1924、横浜市 1926 を元に中央防災会議が作成)

減災コラム② <地震のメカニズム>

日本列島は、陸のプレートであるユーラシアプレートや北米プレートと、海のプレートである太平洋プレートやフィリピン海プレートの境界にあります。プレートの境界では、陸のプレートの下に海のプレートが沈み込んでいます。この沈み込む境界にできた溝が海溝やトラフです。そのため、太平洋側の海底には、いくつもの海溝やトラフが重なっています。

そして、このプレートの運動が生み出す 巨大な力が、地震を引き起こすのです。地 震は、1.プレート境界で起こる地震と、 2.沈み込むプレート内で起こる地震、3. 陸域の浅い地震の3つに分けられます。

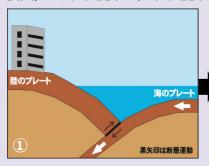


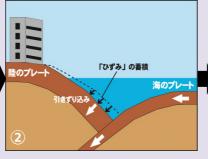
日本付近のプレートの模式図

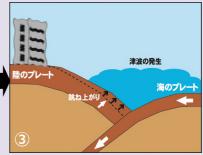
(出典:気象庁 http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/jishin/about_eq.html)

1. プレート境界の地震

海のプレートは年数センチの割合で、陸のプレートを引きずり込みながら、その下に潜り込みます(①)。その時、「ひずみ」がたまり(②)、その「ひずみ」が限界に達すると、陸のプレートは跳ね上がり、地震を発生させます(③)。これがプレート境界の地震です。この時、津波も発生します。おおむね 100 年から 200 年程度の間隔で繰り返し起きています。大正関東地震(関東大震災)や南海地震、東南海地震、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)がこれにあたります。







2. 沈み込むプレート内で起こる地震

この地震は、沈み込む海のプレートの内部で発生する地震です (④)。M8クラスの巨大地震になることもあります。

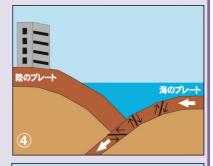
昭和8年に発生した三陸地震津波(M8.1)では、震源域が浅く、大津波が発生しましたが、深さ約100kmのところで発生した平成5年の釧路沖地震(M7.8)のような深い地震もあります。

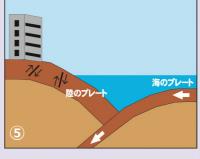
3. 陸域の浅い地震

れると考えられます。

内陸部で活断層が活動すると、陸域の浅い地震が発生します (⑤)。この地震の規模は大きくても M 7 クラスの場合がほとんどですが、明治 24 年の濃尾地震のように、M8.0 という例もあります。

また、比較的地表近くで発生する地震は、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災、M7.3)のように大被害が発生する恐れがあります。地表に現れた断層の調査から、ほぼ同一の断層で何度も大地震が発生してきたことが分かっており、日本列島に同様の力がかかっている限り、このような断層では今後も大地震が繰り返さ





(参考:文部科学省「地震の発生メカニズムを探る」、気象庁「地震発生のしくみ」)

Ⅲ 減災目標の達成に 向けた重点施策

『大正型関東地震の死者数を概ね半減』という減災目標の達成に向けて、地震の揺れ・津波・火災による死者数を軽減するために、特に効果的な施策を重点施策として位置づけ、これらの施策を中心に防災・減災対策を推進します。

Ⅲ 減災目標の達成に向けた重点施策

重点施策一覧

	- h.1666		主な効果		
番号	重点施策	揺れ	津波	火災	
重点施策 1	住宅の耐震化	•		•	
重点施策 2	多数の者が利用する建築物の耐震化			•	
重点施策 3	防災拠点となる公共施設等の耐震化			•	
重点施策 4	屋内収容物等の耐震対策	•			
重点施策 5	防災訓練の実施(揺れ対策)	•			
重点施策 6	がけ崩れ等の対策				
重点施策 7	防災知識の普及・啓発			•	
重点施策 8	防災教育の強化			•	
重点施策 9	ハザードマップ等による意識啓発			•	
重点施策 10	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動へ の支援(揺れ対策・津波対策)	•	•		
重点施策 11	企業の防災に関する取組への支援				
重点施策 12	地域住民による救護活動の実施への支援				
重点施策 13	医療救護訓練の実施	•			
重点施策 14	災害時医療救護体制の整備	•			
重点施策 15	大規模災害時の広域医療搬送体制の整備	•			
重点施策 16	道路・橋りょう・鉄道の整備				
重点施策 17	帰宅困難者対策	•			
重点施策 18	重点施策 18 津波避難に関する啓発				
重点施策 19	津波からの一時避難施設や避難路等の整備				
重点施策 20	防災訓練の実施(津波対策)				
重点施策 21	海岸保全施設等の整備				
重点施策 22	要配慮者の避難・安全確保に関する対策				
重点施策 23	県民等への情報発信体制の整備				
重点施策 24	建物の防火・不燃化対策			•	
重点施策 25	防災訓練の実施(火災対策)			•	
重点施策 26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動へ の支援(火災対策)			•	
重点施策 27	上水道施設の整備				
重点施策 28	市街地の整備			•	
重点施策 29	避難場所・避難路等の整備			•	
重点施策 30	消火活動体制の強化				

1 揺れによる 死者数を減らす

地震被害想定調査では、大正型関東地震の揺れによる死者数が全体の半分以上を占める、17,700人と想定されており、この揺れによる死者数を減らすため、建物の耐震化や防災訓練の実施などの対策を進めます。

減災目標を達成するため、揺れによる死者数の軽減に有効な次の施策について、重点的に 取り組みます。

【減災効果に反映する重点施策】

番号	重点施策	数値目標(指標) 【現況】 → 【目標】
重点施策 1	住宅の耐震化	住宅の耐震化率 89%(H25 年度) → 95%(H32 年度 [*])
重点施策 2	多数の者が利用する建 築物の耐震化	多数の者が利用する建築物の耐震化率 89%(H26 年度) → 95%(H32 年度*)
重点施策3	防災拠点となる公共施 設等の耐震化	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 94%(H26 年度) → 100%(H36 年度)
重点施策4	屋内収容物等の耐震対 策	家具固定率 50%(H26 年度) → 65%(H36 年度)
重点施策 5	防災訓練の実施(揺れ 対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 120万人(H26年度) → 200万人(H30年度 [※])
重点施策 6	がけ崩れ等の対策	急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率 52%(H26 年度) → 60%(H36 年度)

[※] 数値の進捗状況及び計画等の修正により、目標年度は適宜見直します。

【減災効果が期待できる重点施策】

番号	重点施策	
重点施策7	防災知識の普及・啓発	
重点施策8	防災教育の強化	
重点施策 9	ハザードマップ等による意識啓発	
重点施策 10	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援(揺れ対策・津波対策)	
重点施策 11	企業の防災に関する取組への支援	
重点施策 12	地域住民による救護活動の実施への支援	
重点施策 13	医療救護訓練の実施	
重点施策 14	災害時医療救護体制の整備	
重点施策 15	大規模災害時の広域医療搬送体制の整備	
重点施策 16	施策 16 道路・橋りょう・鉄道の整備	
重点施策 17	帰宅困難者対策	

重点施策1 住宅の耐震化

住宅の耐震診断・耐震知識の普及・啓発等を行い、住宅の耐震化を進め、住宅 の倒壊による被害を軽減します。

目標

住宅の耐震化率

【現況】89%(H25年度) → 【月標】95%(H32年度)

県

- 耐震診断・耐震知識に関するパンフレットの配布、耐震セミナー・講習会の実施
- 県ホームページに住宅性能表示制度の概要等を掲載するなど、制度に関す る普及・啓発を実施
- ▶ 市町村の耐震関係補助制度一覧を県ホームページへ掲載
- ▶ 市町村が行う民間木造住宅等の耐震化事業に対する財政支援

な

主

市町村

取

- 木造住宅やマンション等に対する耐震診断・耐震改修補助制度の整備
- ▶ 旧耐震基準の木造住宅に対する防災ベッド・耐震シェルター設置の補助制 度の整備

例

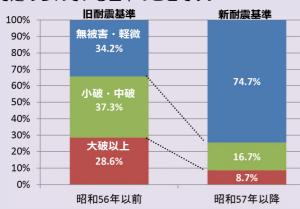
組

県民・事業者等

- ♡ 住宅の耐震性を確認し、必要に応じて耐震工事を実施
- ◎ 事務所等の耐震性を確認し、必要に応じて耐震工事を実施
- ♥ 建て替えや柱の補強のほか、寝室の部分耐震等様々な手法による、居住空 間の安全確保
- ② 建物の耐震化が困難な場合の、防災ベッド・耐震シェルターの設置

減災コラム③ 〈新耐震基準〉旧耐震基準〉

「耐震基準」とは、一定の強さの地震が起きても建物が倒壊または損壊しないよう、建築基準法 で定められている基準のことです。



新耐震基準と旧耐震基準の建物の被害の違い

(出典:阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書(平成7年))

旧耐震基準とは、震度5強程度の地震に対して は、ほとんど損壊を生じないことを目標とした基 準です。

新耐震基準とは、旧耐震基準に加えて、震度6 強から震度7程度に対しても、人命に危害を及ぼ すような倒壊等の被害を生じないことを目標と した基準です。この新耐震基準は昭和56年6月 1日以降、適用されています。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、新旧の 基準の違いによる建物被害の大きな違いが報告 されています。

重点施策2 多数の者が利用する建築物の耐震化

地震発生時に多くの人が滞在する可能性がある民間施設の耐震化を進め、外出 先などでの地震の揺れによる被害を軽減します。



多数の者が利用する建築物の耐震化率 【現況】89%(H26 年度) → 【目標】95%(H32 年度)

県

- ▶ 耐震改修促進法に基づく指導、助言
- ▶ 安心こども基金を活用した保育所等の耐震化
- > 児童養護施設等施設整備費補助金を活用した児童養護施設等の耐震化
- > 医療施設の耐震化又は補強等の実施
- ▶ 病院・老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物等を対象とした、市町村が実施する耐震改修への補助事業に対する支援

な

主

取

組

例

市町村

- ▶ 耐震化を進めるための環境整備(耐震改修の実施、耐震改修促進法に基づく指導、助言等)の推進
- 耐震診断に対する補助制度の整備
- ▶ 耐震診断義務付け路線を指定し、該当する建築物に耐震診断結果の報告を 義務付け

県民・事業者等

♥ 大規模建築物の耐震性を確認し、必要に応じて耐震工事を実施

減災コラム④ 〈多数の者が利用する建築物〉

「多数の者が利用する建築物」には、不特定多数の者が利用する建築物や、避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものとして、「要緊急安全確認大規模建築物」があります。 主な対象建築物は次のとおりで、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられています。

ı	種別	建築物用途例	規模
ı	①不特定多数の者が利用す	・病院、店舗、旅館等	階数3以上かつ床面積の合計5,000 ㎡以上
ı	る大規模建築物	・体育館	階数1以上かつ床面積の合計3,000 ㎡以上
ı	②避難確保上特に配慮を要	・老人ホーム等	階数2以上かつ床面積の合計5,000 ㎡以上
ı	する者が利用する大規模	・小学校、中学校等	階数2以上かつ床面積の合計3,000 ㎡以上
l	建築物	・幼稚園、保育所	階数2以上かつ床面積の合計1,500 ㎡以上

(出典:耐震改修促進法の改正の概要、国土交通省 http://www.mlit.go.jp/common/001020140.pdf)

重点施策3 防災拠点となる公共施設等の耐震化

災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化を進め、被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動を可能にします。



防災拠点となる公共施設等の耐震化率 【現況】94%(H26 年度) → 【目標】100%(H36 年度)

県

- 県庁新庁舎の免震改修工事、本庁舎及び第二分庁舎の津波浸水対策工事、 分庁舎の建替え工事の実施
- ▶ 県立学校施設の耐震化

な

主

市町村

取

組

- ▶ 市町村の庁舎・役場や消防庁舎の耐震化
- > 公立の小中学校の校舎や屋内運動場の耐震化

例

国•防災関係機関

▶ 防災拠点としての機能を強化するため、高速道路補修基地等の建物の耐震 化

減災コラム⑤ <阪神・淡路大震災の揺れによる建物倒壊や家具等の転倒被害の様子>

広い地域で震度7の揺れに見舞われた阪神・淡路大震災では、老朽化した木造建物の倒壊やマンションの途中階の圧壊、家具等の転倒が多く発生し、圧死によって多くの方が亡くなりました。





琵琶町1丁目(灘区/1995年)

ポートアイランド周辺 地震後の家の中の様子 (中央区/1995年1月19日)

(出典:阪神・淡路大震災「1.17の記録」(神戸市オープンデータ http://kobe117shinsai.jp))

重点施策4 屋内収容物等の耐震対策

家具等の屋内収容物の固定、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス飛散防止対策などを進め、地震の揺れによる被害を軽減します。

目標

家具固定率

【現況】50% (H26 年度) → 【目標】65% (H36 年度)

県

- ▶ 県民や事業者を対象とした各種研修会、イベント、パンフレットの配布等 を通じた、家具・家電の転倒防止、ガラス飛散防止対策等の普及・啓発
- ▶ 耐震診断・耐震知識に関するパンフレットに、ブロック塀の耐震化に関する情報を掲載し配布
- ▶ 屋外広告物の掲出許可申請時に自主点検の結果を報告するよう指導する など、屋外広告物の落下防止対策について確認・指導を実施
- ▶ 市町村が行う家具転倒防止器具設置等の住宅安全対策事業に対する財政 支援

主

な

取

組

例

市町村

- 災害発生時に避難所となる学校に対する、体育館の照明器具や天井・外壁等の非構造部材の落下防止対策の実施
- ▶ 庁舎の窓ガラス等に飛散防止フィルムを設置するなど、建屋以外の耐震対策の実施
- ▶ ブロック塀の安全点検、耐震化、生垣への転換を推進するための普及・啓発、除却工事への補助
- ▶ 擁壁等における改修工事費用等の一部助成
- 一人暮らしの高齢者宅に家具転倒防止器具を設置

県民・事業者等

- ♡ 家具・家電の固定、転倒被害や避難経路の閉塞を防ぐための適切な配置
- ② 窓ガラスの飛散防止対策の実施
- ♡ ブロック塀の倒壊防止対策の実施

重点施策5 防災訓練の実施(揺れ対策)

防災訓練や避難訓練を実施し、自らのいのちを守る意識の高揚を図り、地震発生時の的確な安全確保行動等の普及を進めます。



主

な

取

組

例

シェイクアウト訓練の参加者数 【現況】120万人(H26年度) → 【目標】200万人(H30年度)

県

- ▶ 地震発生時に安全確保行動を行えるよう、県民・事業者・行政機関等に広く 参加を呼びかけ、「かながわシェイクアウト(いっせい防災行動訓練)」を実施
- ▶ 市町村が行う住民参加の防災訓練に対する財政支援

市町村

- ▶ 地域全体の防災意識を高めるため、学校に自治会主催の広域避難所開設訓練への参加を呼びかけ、地域や関係団体等と学校の協力を促進
- > 夜間の地域特性に応じた避難訓練の実施
- ▶ 小中学校でのシェイクアウト訓練の実施、事業者にシェイクアウト訓練への参加の呼びかけ
- ▶ 保護者等と児童・生徒の引き渡し訓練を含む、小中学校や幼稚園、保育園での防災訓練(避難訓練等)の実施
- ▶ 緊急地震速報の報知音のCDを配布し、児童・生徒が報知音を聞いて、自分で判断し、適切な避難行動がとれるよう、予告無しの訓練を実施
- 社会福祉施設で自衛消防訓練や要配慮者の避難訓練を実施

国•防災関係機関

- ▶ 県内の各事業所が協力して、シェイクアウト訓練を実施
- 災害発生時の緊急出動・情報受伝達等の訓練の実施

県民・事業者等

- ② 自宅や職場、学校、地域等でシェイクアウト訓練に参加するなど、各種の防災訓練に参加し、地震の揺れから身を守る方法を学習
- ② 自治会長、施設管理者、消防団員、医療関係者等が、それぞれの地域や 施設での防災訓練を積極的に行い、関係者との連携を強化

減災コラム⑥ 〈シェイクアウト訓練〉

神奈川県では「かながわシェイクアウト(いっせい防災行動訓練)」を毎年実施しています。地震の揺れから身を守る「安全確保行動 1-2-3(まず低く、頭を守り、動かない)」を共通訓練として一斉に実施するものです。

「まず低く、頭を守り、動かない」を行う主な目的は、落下したり、飛び散る瓦礫や他の非構造部材の落下などの危険から自身を保護し、建物が崩壊したとしても生存可能空間に避難する可能性を高めることです。

このようなシェイクアウト訓練は、危険箇所から離れるなどの「安全確保行動」全般の習得を 促進することで、揺れによる被害のみならず、火災からの生存等にも効果が期待できます。





平成 27 年度かながわシェイクアウトの訓練風景

重点施策6 がけ崩れ等の対策

土砂災害の危険がある区域の指定や砂防関係事業、治山事業等を進め、ハザードマップや避難計画などを通じて危険度や対応策の周知を図り、土砂災害の発生による家屋の倒壊等による被害を軽減します。



急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率

【現況】52%(H26 年度) → 【目標】60%(H36 年度)

県

- 土砂災害警戒区域等の指定
- > 治山施設の整備
- > 砂防施設の整備
- ▶ 地すべり防止施設の整備
- 急傾斜地崩壊防止施設の整備

市町村

主

な

取

組

- ▶ 土砂災害に関する防災訓練の実施により、土砂災害に対する意識の啓発、 警戒避難体制を確立
- ▶ 土砂災害ハザードマップを作成し、警戒避難体制の整備や啓発を実施
- ▶ がけ地に係る住民への専門的な対策のアドバイスの実施体制の整備
- ▶ 土砂災害の防止のためのパトロールを実施
- → 公有緑地の現場踏査、のり面調査、のり面防護工事を実施
- ▶ 県が指定する急傾斜地崩壊危険区域の指定に向けた協力
- > 県が整備する急傾斜地崩壊防止施設の工事費用等の一部負担

例

国•防災関係機関

▶ 地震、地すべり等に伴う災害への対応として、衛星データを用いて解析した画像を公開

県民・事業者等

◇ ハザードマップや啓発資料等を基に、自らの地域にどのような土砂災害の危険があるか把握し、事前に避難経路を検討

重点施策7 防災知識の普及・啓発

平常時から防災に関する知識や災害時の行動について、広報紙やテレビ・ラジオ等による広報や防災イベントを通じて、要配慮者を含めた県民に対して分かりやすい啓発を行い、県民の防災知識の習得と防災意識の向上を進めます。

目標

県民の防災知識の習得と防災意識の向上

県

- ▶ 保管や携帯がしやすいポケットサイズの「かながわけんみん防災カード」 を作成し、地震に備える取組等について普及・啓発を実施
- ▶ 事前に確認・準備しておくべき基本的事項をまとめた「地震防災チェックシート」を作成し、備蓄や家族との話し合い等について普及・啓発を実施
- » 県民や事業者を対象とした各種研修会等で、地震災害対策の普及・啓発を 実施
- ▶ 災害の疑似体験や映像・展示による防災情報の提供を行い、防災知識の普及・啓発を実施
- ▶ 県の地震防災対策の普及・啓発事業に賛同する民間事業者を「かながわ減 災サポート店」として認定し、当該サポート店において、地震防災対策啓 発パネルの掲示やリーフレット等を配布
- ▶ 防災に関するパンフレットや冊子を、やさしい日本語及び多言語に翻訳して公開・配布
- ▶ 市町村が行う防災教育に対する財政支援

組

主

な

取

例

市町村

- ▶ 広報紙、リーフレット、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティF M、講演会、出前講座、庁舎見学・職場体験(消防)、防災パネル展など 様々な形態を通じた、防災に関する普及・啓発の実施
- ▶ 防災リーダーの育成のための防災講座、防災訓練、住民への指導等の実施
- ▶ 自治会を対象に、消火器の取扱い、簡易担架を使った搬送方法、三角巾の 取扱い、家具転倒防止器具の設置方法についての訓練を実施
- ▶ 学校、社会福祉施設、自治会等の依頼に基づく、地震体験や起震車の派遣 等の実施を実施
- ▶ 各地区の防災訓練等において、避難勧告等の発令基準の周知・啓発を実施
- ▶ 応急手当が可能なバイスタンダー(救急現場に居合わせた人)の育成のための応急手当の普及・啓発を実施

国•防災関係機関

Ì

な

取

組

例

- ガイドラインやパンフレットによる、大規模地震発生時に取るべき行動の 普及・啓発の実施
- 災害用伝言ダイヤルの定着化活動の実施
- ▶ 自治会単位で行われる地震防災訓練に参加し、デモンストレーション及び 体験を通じて住民に防災知識を普及
- 地域のイベント等への出展や、ホームページ、チラシ、グッズを通じた、 地震発生時に取るべき行動やマイコンメータの働き、復帰方法等の周知・ 啓発を実施
- BCP(業務継続計画)策定推進に向けた、企業向け説明会の開催等の支 援を実施
- 被災した自治体に対して、災害時の融資や補助制度に関する情報提供を実
- 地震、地すべり等に伴う災害への対応として、衛星データを用いて解析し た画像を公開
- 過去の災害教訓を反映した安全装置付きの電気及びガス機器の開発、普及 を実施

県民・事業者等

- ♡ 過去に発生した大規模地震等の教訓について学び、防災用品の準備や家 庭での備蓄の充実など、自ら行うことができる防災対策を実施
- ♀ 身の回りにある消火器具・AEDなどの使用方法や応急手当の方法につ いて学び、日頃から地震発生時の対応を準備

減災コラム⑦ 〈かながわけんみん防災カード〉

保管や携帯がしやすいよう、ポケットサイズに折り畳める啓発用リーフレットです。 地震に対する備えや情報収集方法等を記載しています。

(http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480046/)



かながわけんみん防災カード

1.2.3!

重点施策8 防災教育の強化

教職員や児童・生徒などに対して、災害に対する正しい知識を身につける機会を増やし、学校や地域社会の災害対応力の向上を進めます。

| 目標

学校や地域社会の災害対応力の向上

県

- ▶ 災害図上訓練(DIG)等の生徒参画型の実践的な防災訓練の各県立学校での実施
- ▶ 教職員の防災・減災の指導力向上を図るための研修を実施
- ▶ 県内小中学校等の教職員を対象に「地域防災力の強化に向けた研修」を実施
- ▶ 市町村が行う防災教育に対する財政支援

主

な

取

組例

市町村

- ▶ 社会、理科、保健体育、総合的な教育の時間等の教科指導を通して防災・ 減災教育を実施
- ▶ 小中学生を対象として、神奈川県総合防災センターの見学や消防署見学、 職場体験、出張授業を実施
- ▶ 各学校で作成した分かりやすい防災資料や防災マニュアルを小中学校、P TA、各家庭に配布
- ▶ 東日本大震災や阪神・淡路大震災の発生日等に合わせ、映像や読み物資料、 県作成の資料、気象庁作成の DVD を用いた防災教育を実施
- ▶ 学校に防災連絡員を配置し、学校が行う防災活動への助言や防災教育の講師派遣等を実施
- 小中学校の中に、安全教育や防災教育に関する総合学習の推進校を指定するほか、市町村の防災教育カリキュラムの周知を実施

国•防災関係機関

教職員向け研修での講師や気象庁作成リーフレットの配布等、学校における地震防災教育の支援を実施

重点施策9 ハザードマップ等による意識啓発

ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の地震によるリスクを周知・啓発し、県民の防災意識の向上を進めます。



県民の防災意識の向上

県

- ▶ 県民や事業者を対象とした各種研修会等で、地震被害想定調査結果や各種 計画等を用いて、地震災害に関する意識啓発を実施
- ▶ 市町村が行う各種ハザードマップ等の作成に対する財政支援

な

Ì

な取

組

組例

市町村

- ▶ 各種ハザードマップ等の各世帯への配布や周知・啓発を実施
- ▶ 主要駅等の不特定多数の人が集まる地区や住宅密集地等について、各地区の災害リスク及び今後の防災の取組の方向性などを取りまとめた計画の周知を実施
- ▶ 多岐に渡る災害リスク情報を一元化したマップを通じた、地域や個人に対する災害リスク及び防災の取組の周知

県民・事業者等

○ 自らの地域の危険度について、ハザードマップ等による確認を実施

減災コラム® <e-かなマップ>

インターネットを通じて神奈川県内の地図情報を発信するサイトです。

地震被害想定調査で想定した主な6つの地震の震度分布図のほか、神奈川県内の地盤の揺れや すさ、液状化危険度などの地震災害危険度マップも掲載しています。

(http://www2.wagamachi-guide.com/pref-kanagawa/)



e-かなマップの例 左:地震被害想定調査結果マップ(大正型関東地震の震度分布図)

右:地震災害危険度マップ(揺れやすさマップ)

重点施策 10 消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動 への支援(揺れ対策、津波対策)

消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援を行い、救助や避難 のための技能向上・資機材整備を進めます。

月 標

消防団、自主防災組織の防災力の向上

県

- 消防団の加入促進のため、「消防団応援の店」制度を導入するなどの啓発 活動を実施
- ▶ 消防団員が救助・救急に係る知識・技術を習得できるよう、消防団員に対 する教育訓練を実施
- ▶ 自主防災組織の活動への積極的な参加を促すとともに、自主防災組織リー ダー等への女性の参画を促すため、普及・啓発を実施
- ▶ 自主防災組織リーダー等を対象に防災に関する知識・技術を習得させ、防 災意識の向上や防災行動力の強化を図る研修を実施
- ▶ 市町村が行う消防団施設の整備、消防団や自主防災組織の資機材整備・訓練等 に対する財政支援

主

な

取

組

例

市町村

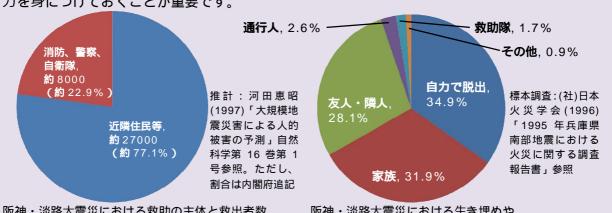
- ▶ 消防団への加入促進の啓発を実施
- > 消防団の防災資機材等の整備
- 自主防災組織への指導・研修・訓練の実施
- 自主防災組織の防災資機材等の整備に対する支援
- ▶ 自主防災組織リーダー等研修会を通じた、簡易救出・搬送訓練・避難所運 営図上演習等の実施
- ▶ 防災課題のある地域の自治会役員や地域住民とまち歩きやワークショップ を行い、現地確認を実施
- ▶ 災害現場での消防団との情報共有のため、双方向の通信手段を確保するな。 ど、情報伝達体制を強化

県民・事業者等

- ♡ 地域における消防団や自主防災組織の役割・活動内容を確認し、参加や協 力などできることを実施
- ♥ 自治会や町内会の福祉・防犯活動などを通じて、日頃から地域とのつなが りを強化

<県民による「自助」・「共助」の重要性>

阪神・淡路大震災では、甚大な被害が発生して都市機能がマヒしている状況の中、家族や友人・ 隣人、近隣住民による救助活動によって、多くの命が救われました。行政の救助隊や消防隊が全 ての被災現場に迅速に到着することが困難な中においては、自分の身を守る力、他の人を助ける 力を身につけておくことが重要です。



阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数

阪神・淡路大震災における生き埋めや 閉じ込められた際の救助主体等

<地震防災チェックシート> 減災コラム

大規模地震の発生に備えて、事前に確認・準備しておくべき基本的な事項について、県では チェックシートを作成しています。備蓄や家族との話し合いなど日頃から備えておきましょう。 (http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370017/)



重点施策 11 企業の防災に関する取組への支援

企業における防災に関する取組を支援し、地震発生時の災害対応力の向上を進 めます。

月 標

企業の災害対応力の向上

県

▶ 中小企業者・団体、中小企業支援担当者を対象に、BCP(業務継続計画) の作成支援、事例集の作成、セミナーを実施

市町村

主

な

取

組

例

- ▶ 企業の防災に関する対策ガイドブックやポスター等の作成
- ▶ 事業所の防災訓練の実施を支援
- ▶ 民間企業等で結成される消防活動の協力団体に対する、研修等による協力 体制の強化
- パンフレットの配布やメールマガジン等によるBCP策定の促進に向けた 普及・啓発を実施

- BCP策定後の事業継続訓練や自主防災訓練等の実施に向けた普及・啓発 及び支援を実施
- ▶ 事業所等が設置したAEDの設置場所を住民へ周知

県民・事業者等

♥ 地域の一員として、企業も災害時の応急活動や復旧・復興活動の支援がで きるよう、備蓄の充実や地域と事業者との連携強化を実施

減災コラム⑪ <BCP (事業継続計画)作成のすすめ>

明日起きるかもしれない地震などの自然災害や 事故などによる緊急事態の発生は、中小企業の事 業継続に重大な影響を与え、最悪の場合、廃業に 追い込まれる可能性もあります。

そこで、緊急事態発生後も一定以上の水準で重要 な事業を継続し、許容される時間内に復旧するため、 あらかじめ事業の優先順位や代替策などを定め、 準備をしておく計画が BCP (Business Continuity Plan: 事業継続計画)です。企業を万一の事態から 守るため、BCP の作成をお願いします。

(http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4763/) BCP 作成のすすめ (かながわ版)





BCP 作成事例集

重点施策 12 地域住民による救護活動の実施への支援

救護活動の講習会の開催、知識の普及・啓発などを行い、地域住民の応急手当などの救護活動能力の向上を進めます。



地域住民の救護活動能力の向上

県

- ▶ 県民の救護能力の向上を図るための普及・啓発の実施
- ▶ 市町村が行う住民向けの救命講習に対する財政支援

主

な

取

組

例

市町村

- ▶ 応急手当の技術を広く住民に普及するため、救命講習会を開催
- ▶ 救急車到着前の救命活動を担ってもらえるよう、地域住民による救命サポート隊を組織
- ▶ 救急医療週間の活動の一環として、救急車の展示や応急手当の普及・啓発 活動等の実施
- ▶ 地域の医療機関情報をまとめたマップの作成・配付の実施
- ▶ 公共施設等への AED 設置を進め、住民に対して AED 設置場所を周知
- ▶ 少年消防クラブに対して、AEDの使用方法等の教育訓練を実施

県民・事業者等

♥ 災害時でも応急手当ができるよう、応急手当の知識や技術の積極的な習得

減災コラム⑫ 〈AEDの設置場所〉

目の前で人が倒れたとき、あなたは適切な対応ができますか。ご自宅や会社・学校の近く等、 主な行動範囲にある AED の設置場所を確認しておくとともに、救命処置の流れ(心肺蘇生法と AED の使用方法)を確認しておきましょう。

AED の設置場所は、一般財団法人日本救急医療財団の「日本救急医療財団 AED マップ」からご確認いただけます。(https://www.qqzaidanmap.jp/)



凡例



点検担当者の配置あり、新規登録日 から2年未満、ピンの移動歴あり



点検担当者の配置あり、新規登録日から2年以上4年未満を経過、ただしピンの移動歴は問わない



点検担当者の配置なし、新規登録日 から4年以上を経過

日本救急医療財団 AED マップ(神奈川県庁周辺)

また、救命処置の流れは、総務省消防庁のホームページに掲載されている「応急処置マニュアル」の「救命処置の手順」からご確認いただけます。(http://www.fdma.go.jp/html/life/)

重点施策 13 医療救護訓練の実施

医療救護訓練を繰り返し行い、災害時の医療救護連携体制を構築することで、 医療関係機関の災害対応力の向上を進めます。



医療関係機関の災害対応力の向上

県

- ▶ 「ビッグレスキューかながわ(県・市町村合同総合防災訓練)」の実施
- ▶ 「大規模地震時医療活動訓練」を通じた、災害拠点病院の防災訓練への参加の支援

な 取

主

市町村

組

例

- ▶ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、柔道整復師会、赤十字奉仕団、 臨時救護所近辺の自治会及び行政など複数団体の参加により、臨時救護所 への医師派遣要請訓練、薬剤師会への医薬品要請訓練及びトリアージ訓練 など各種防災訓練を実施
- ▶ 医療機関との連携体制を強化するための災害対応訓練の実施

減災コラム⑬ 〈ビッグレスキューかながわ〉

県と市町村が合同で実施する総合防災訓練です。

大規模災害発生時の初動対応における救急医療等を主体とした実践的訓練を通じ、自衛隊と県 医療関係機関等との連携の強化を図るために実施しています。



重点施策 14 災害時医療救護体制の整備

県内外の災害医療に対応できる人材・組織の育成や関係機関との連携、病院施設の整備や医薬品の備蓄などを進め、災害時に発生する多数の傷病者に対する医療救護体制を整備します。

目標

災害時の医療救護体制の整備

県

- ▶ 救急医療体制の課題である搬送時間(治療開始時間)の短縮による救急医療体制の充実・強化の方策として、ヘリコプターの特性を活かした搬送システムを整備
- ➤ 災害医療の技術や知見を持つ神奈川 DMAT の整備を行うことで、災害発生時における医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療を確保
- ▶ 県医療救護本部及び医療救護関係機関における、災害時にも機能する MCA 無線・衛星電話等の整備
- ➤ EMIS(広域災害救急医療情報システム)の運用により、情報通信手段の 多重化を図り、災害時においても確実に使用できるよう通信訓練を実施
- ➤ 精神科医療及び精神保健活動を円滑に実施するための、かながわ DPAT の体制の整備及び研修の開催
- ▶ 県民の薬歴やアレルギー情報などの健康・医療情報を、県が構築する健康・医療情報プラットフォームに蓄積し、災害時の救護活動等における活用を目的として、蓄積した情報を市町村や医療機関に提供(ヘルスケアICTシステム(マイME-BYOカルテ)の取組)
- ▶ 市町村が行う消防広域化や広域応援に必要な施設・資機材の整備等に対する財政支援
- 災害拠点病院の施設整備に対する費用を補助
- 災害拠点病院としての役割を果たすための、自家発電装置等の施設整備や 医療資器材等の設備を充実させる費用を補助
- ▶ DMAT の訓練参加経費及び災害時における DMAT 活動経費に対する支援

市町村

- ▶ 医療救護所を各地域の実情に即した場所に設置するなど、医療救護体制を 整備
- ▶ 医療救護所の設置が予定されている小中学校等に備蓄している、医薬品や 衛生資機材等の定期的な更新
- ▶ 医療救護所活動マニュアルの整備
- ▶ 近隣市町や地域の医療関係機関と災害時医療救護ガイドラインを作成し、 災害時の連絡方法や活動内容等を共有化

主な取

組組

例

- 備蓄品や災害時受け入れ用資機材等の整備による自治体立病院(公立病 院)の災害時における医療提供体制の充実
- ▶ 神奈川県災害協力指定病院や神奈川 DMAT-I との連携強化
- 薬剤師会や医薬品卸業者と協定を締結し、医薬品等の備蓄・調達・供給体制 を整備
- 災害拠点病院、医療関係機関及び協定を締結している薬品会社に配備した 非常用通信機器を使い、実践的な想定の情報受伝達訓練を定期的に実施

な

主

国•防災関係機関

対護資機材の整備、救護班要員の養成、関係機関との連携強化

組

県民・事業者等

- ♥ 地震発生時には、医薬品や常備薬なども不足することが予測されることか ら、家庭での備蓄を実施
- ② お薬手帳や県が提供する「マイME-BYOカルテ」を活用して、普段、 服用している薬や自分のアレルギー情報を日常的に記録し、災害時にも分 かるように準備

減災コラム4 <マイME-BYOカルテ>

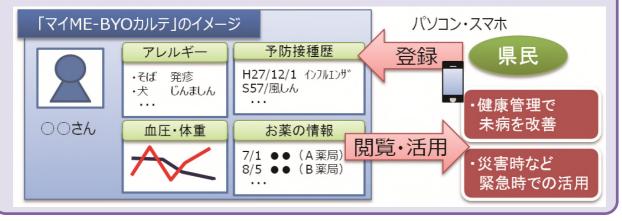
「マイME-BYOカルテ」は、自分のお薬情報や健康情報等をパソコンやスマートフォンを 通じて登録・閲覧できる、神奈川県が開発し、運営するアプリケーションです。様々な健康情報 等を一覧化し、「見える化」することで、ご自身の心身の状態を把握していただき、未病状態の改 善に活かしていただくものです。

さらに、県では、「マイME-BYOカルテ」を災害などの緊急時に活用していきます。例えば、 災害が起きた時にお薬手帳等が失われ、普段、服用しているお薬の名前や種類が分からなくなっ た時でも、この「マイME-BYOカルテ」を通じてお薬情報がご自分のスマートフォンなどで 確認できます。

ご家族のお薬情報も登録できますので、いざという時に備えて、大事なお薬情報は「マイME - B Y O カルテ」に登録をお願いします。

神奈川県ホームページで登録の案内をしています。

(http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532715/p991437.html)



取

例

重点施策 15 大規模災害時の広域医療搬送体制の整備

医療関係機関の連携体制や広域医療搬送体制を整備し、大規模災害時の人的被害の拡大を抑制します。

目標

広域医療搬送体制の整備

県

主な

▶ ヘリポートの確保やヘリコプターの臨時離着陸場の指定にあたり、自衛隊 や県警察等の関係機関との調整を図るなど、災害時に使用できるヘリポート確保のために必要な助言や情報提供を実施

取

市町村

組

例

- ▶ 政府の総合防災訓練の一環である広域医療搬送訓練に参加
- ➤ EMIS(広域災害救急医療情報システム)に参加し、災害時に最新の医療情報を関係機関に提供できる体制作り及び職員が利用できるよう訓練を実施
- ▶ 市町村内全病院が EMIS に登録することを推進し、情報提供体制の整備に向けた研修等を実施

減災コラム⑮ <EMIS(広域災害救急医療情報システム)>

阪神・淡路大震災における災害時の医療に関する教訓として右のことが挙げられました。この教訓をもとに、構築されたシステムが「EMIS(広域災害救急医療情報システム)」です。災害医療の予備情報及び対策情報の収集・提供を行い、迅速かつ的確な救護活動の仕組みづくりの支援を目的としています。

(https://www.wds.emis.go.jp/) 県民向けの主な機能は次のとおりです。

- ○災害救急医療に関わる一般向け各種情報の提供 (お知らせ、医療機関情報検索)
- ○災害医療に関わる固定コンテンツ
- ○災害医療全般についてのリンク集(災害ライブラリ、災害救急リンク集)

また、神奈川県内の救急医療情報をまとめた 「神奈川県救急医療情報システム」は、次のアド レスからご覧いただけます。

(http://www.qq.pref.kanagawa.jp/)

阪神・淡路大震災の教訓

- ①医療施設の被害状況や活動状況などの情報 収集が困難であったこと。
- ②道路の被害や被災者の避難等の混雑により、 円滑な患者搬送等が困難であったこと。
- ③ライフライン(水道、電気、ガス等)被害により、診療機能が低下した医療機関が多くあったこと。
- ④トリアージが行われず、医療資源が十分に活用されなかったこと。
- ⑤防災訓練や備蓄等の事前対策が不十分であったこと。
- ⑥続々と現地に向かった救護班の配置調整や 避難所への巡回健康相談等を保健所が実施 して評価されたこと。
- ⑦中長期的には、PTSD やメンタルヘルス、感染症等の対策が重要な問題であったこと。

(参考:「阪神・淡路大震災を契機とした災害医療体制のあり方に関する研究会」研究報告書(1996))

重点施策 16 道路・橋りょう・鉄道の整備

道路・橋りょう・鉄道の整備を行い、緊急通行車両等の交通や避難経路等を確保します。

目標

緊急通行車両等の交通や避難経路等の確保

県

- 地震発生時の緊急通行車両等の交通を確保するための、緊急輸送道路の橋りょうの耐震化
- > 緊急輸送道路、避難路となる道路や橋りょうの整備

主

な

取

組

例

市町村

- 緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路の橋りょう、沿道建築物の 耐震化
- ▶ 緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する道路及び鉄道等に隣接する河川の 河川施設(護岸等)の地震対策を実施
- ▶ 橋りょうの耐震補強、落橋防止システムの設置
- > 老朽化し耐震補強が困難な橋の撤去

国•防災関係機関

- ▶ 管理道路におけるトラス橋等の特殊橋りょうの耐震補強を実施
- > 鉄道の高架橋、橋脚、盛土・切取等に対して耐震補強を実施

減災コラム⑯ 〈緊急輸送道路と緊急交通路〉

緊急輸送道路とは、大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線です。放置車両が緊急車両の妨げとなる場合、道路管理者は運転者に対し移動を命令することや、運転者不在の場合は道路管理者自ら車両を移動することができます。

緊急交通路とは、大地震等発生時において 県公安委員会が指定する路線です。指定され た路線では、被害者の避難及び救出・救助、 消火活動等に使用される緊急通行車両以外 の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受 けます。緊急交通路は、救出・救助活動等が 一段落した後に緊急輸送道路に移行します。



神奈川県緊急輸送道路網図 (高速道路や主要な国道、市町村庁舎等につながる 路線など、主要な道路が指定されています。)

(http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/712019.pdf)

重点施策 17 帰宅困難者対策

一斉帰宅の抑制や、学校・職場等における備蓄など、帰宅困難者対策を推進し、 余震による混乱や集団転倒などによる被害を軽減します。

目標

一斉帰宅の抑制や学校・職場などにおける備蓄の推進

県

- ▶ 九都県市での帰宅困難者リーフレットによる普及・啓発の実施
- ▶ 一時滞在施設の確保及び飲料水等の備蓄を推進
- ▶ 民間企業との間に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」の締結 を推進
- ▶ 管内市町村が実施する帰宅困難者対策訓練への参加
- ▶ 市町村が行う帰宅抑制や備蓄の啓発、帰宅困難者備蓄整備に対する財政支援

市町村

な

主

- ▶ 関係機関との緊急連絡体制の構築、帰宅困難者への情報提供手段の整備、 一時滞在施設の確保、一斉帰宅抑制の推進を主眼として、関係機関を委員 とした帰宅困難者協議会を設置し、マニュアル整備を推進
- ▶ 一時滞在施設の拡充
- > 一時滞在施設における食糧等の備蓄品の整備、更新
- > 一時滞在施設へ避難誘導する訓練の実施

組

取

例

国•防災関係機関

災害発生時における駅滞留者を円滑に避難誘導するため、自治体と協議・ 連携した、帰宅困難者に対する支援体制の整備

県民・事業者等

- ♡ 日頃から家族と災害時の連絡方法、安否確認方法について話し合いを実施
- 交通機能が停止したとしても、むやみに移動を開始せず、まずはその場で 身の安全を確保し、正確な地震情報や交通情報などを把握することの意識 徹底
- 事業者は、従業員等に対して家族との安否確認方法の周知や職場内の備蓄を進め、一斉帰宅を抑制

減災コラム切 〈災害時帰宅支援ステーション〉

県は、コンビニエンスストア、ファーストフード店、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と、災害時の徒歩帰宅者支援のための協定を結んでいます。

これらの店舗では、①水道水の提供、②トイレの使用、③地図等による 道路情報、ラジオ等で知り得た通行可 能な道路に関する情報の提供など、可 能な範囲で支援を行います。

協定を結んでいる店舗には、店頭に 右のステッカーが貼られています。





災害時帰宅支援ステーションと 災害時徒歩帰宅者支援ステーションのステッカー

減災コラム18 <帰宅困難者の心得>

神奈川県では、毎日多くの通勤者・通学者・買い物客・観光客の移動が行われています。

災害によって交通機能がマヒした場合、 大きな社会的混乱が予想されます。

右の心得 10 ヵ条を参考に、むやみに移動を開始せず、まずは状況を確認し自身の安全を確保しましょう。それから「災害用伝言ダイヤル」等で家族などの無事を確認しましょう。

また、災害時に備え、会社や学校には、 非常持出品(減災コラム⑩参照)を準備し ておくことも大切です。

右図は、「災害用伝言ダイヤル」、「災害 用伝言板」の伝言の登録・再生方法です。 このほか、自身の携帯電話会社が提供する 災害用伝言板の登録・再生方法も確認して おきましょう。

なお、毎月1日や15日、防災週間(8月30日~9月5日)など体験利用ができる機会もあります。こうした機会に訓練を兼ねて、家族などで使い方を確認してみましょう。

帰宅困難者の心得 10 カ条

- 1.あわてず騒がず、状況確認
- 2.携帯ラジオをポケットに
- 3.作っておこう帰宅地図
- 4.ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
- 5.机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
- 6.事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
- 7.安否確認、災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚
- 8.歩いて帰る訓練を
- 9.季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオル等)
- 10.声を掛け合い、助け合おう



九都県市帰宅困難者対策リーフレット(災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板の使い方) (http://www.9tokenshi-bousai.jp/comehome/leaflet.html)

2 津波による死者数を減らす

地震被害想定調査では、大正型関東地震の津波による死者数は 12,530 人と想定されており、この甚大な被害を軽減するためには、津波から早期に避難することが必要です。

県民の早期避難意識の向上を図るため、津波避難計画や ハザードマップ等の作成・啓発、津波避難訓練の実施など の対策を進めます。 減災目標を達成するためには、早期避難率(地震発生後5分以内に避難を開始する人の割合)を 80%に向上させる必要があります。そのため、早期避難率の向上に有効な次の施策について、重点的に取り組みます。

<早期避難率の目標>

【現状】30%* → 【目標】80%

※ 平成26年に地震被害想定調査で実施した県民アンケート調査結果に基づく数値

【減災効果が期待できる重点施策(数値目標を設定するもの)】

番号	重点施策	数値目標(指標) 【現況】 → 【目標】
重点施策 18	津波避難に関する啓発	津波避難計画作成沿岸市町数 7市町(H26年度)→15市町(H36年度) (津波避難計画の内容を他の計画等に位置づけている 沿岸市町を含む)
重点施策 19	津波からの一時避難施設や 避難路等の整備	津波避難施設を整備拡充した沿岸市町数 -市町 → 15 市町(H36 年度) (平成 28 年度以降新たに津波避難施設を整備拡充した 沿岸市町が対象)
重点施策 20	防災訓練の実施 (津波対策)	津波避難訓練の実施率 73%(H26 年度) → 100%(各年度) (津波避難訓練実施市町数/15(沿岸市町数))

【減災効果が期待できる重点施策】

番号	重点施策
重点施策7	防災知識の普及・啓発【再掲】(P 20)
重点施策8	防災教育の強化【再掲】(P22)
重点施策 9	ハザードマップ等による意識啓発【再掲】(P23)
重点施策 10	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援(揺れ対策・津波対策) 【再掲】 (P24)
重点施策 21	海岸保全施設等の整備
重点施策 22	要配慮者の避難・安全確保に関する対策
重点施策 23	県民等への情報発信体制の整備

重点施策 18 津波避難に関する啓発

津波避難計画や津波ハザードマップ等の作成・啓発を行い、県民等の津波からの早期避難意識を高めます。

目標

津波避難計画を作成した沿岸市町数

【現況】7市町(H26年度) → 【目標】15市町(H36年度) (津波避難計画の内容を他の計画等に位置づけている沿岸市町を含む)

県

- ▶ 津波避難に関する意識向上を図るための普及・啓発の実施
- ▶ 津波避難計画や津波ハザードマップの作成、津波避難ビルの指定、津波避難看板へのピクトグラムの採用等の取組について沿岸市町と連携
- ▶ 沿岸市町が行う津波ハザードマップの作成等に対する財政支援

市町村

- ▶ 津波避難についての、住民及び海浜利用者への普及・啓発の実施
- ▶ 最新の津波浸水想定を基に、津波ハザードマップの見直しを行い、住民の 津波防災に関する意識向上を図るための普及・啓発を実施
- > 津波避難計画の作成
- ▶ 津波監視カメラの維持・管理、海面監視動画のインターネット配信
- ➢ 海抜表示板等の設置や更新
- ▶ 公共施設の新設や建替えの際に、津波避難ビルとしての機能を付加した整備を実施

組

例

主

な

取

県民・事業者等

- ② 津波避難訓練を体験し、家族と避難方法や場所等について話し合いを行うなど、津波から自分の身を自分で守ることができるよう事前対策を実施
- ② 家族や地域に自力で避難ができない人がいる場合、地域で協力しあって迅速な避難支援が行えるよう、市町村の「避難行動要支援者名簿」の作成・活用への協力
- ② 想定される浸水域の中の事業所は、浸水深よりも高い場所に事業継続に重要な機器や情報を移動させるとともに、浸水域外にバックアップオフィスを設置するなどの津波対策を実施

を設置するなどの津波

重点施策 19 津波からの一時避難施設や避難路等の整備

津波からの一時避難施設や避難路等を整備し、津波発生時の迅速な避難を支援します。

| 目標

津波避難施設(津波避難ビル、避難タワー、避難場所)を整備拡充 した沿岸市町数

【現況】一市町 → 【目標】15 市町(H36 年度) (平成 28 年度以降新たに津波避難施設を整備拡充した沿岸市町が対象)

県

- ▶ 災害発生時のボランティア支援や津波避難施設等の機能を有している「かながわ県民センター」について、防潮板など施設・設備等の改修を実施
- ▶ 沿岸市町が行う津波避難施設や津波避難路の整備等に対する財政支援

市町村

波避難ビルの指定を拡充

主な

Z

取組

例

- (津波避難施設)の建設
- ▶ 高台等へ素早く到達することが可能な津波避難路(階段)の整備
- ▶ 高台等への避難を迅速に行うための津波避難経路に、視認性の高い路上シート等の誘導標識を設置

▶ 津波からの一時避難施設としてマンション等との協定締結を行うなど、津

▶ 学校施設に対する津波避難のための非常用屋外階段の設置、新たな校舎棟

- ▶ 民間の建築物における、地域住民が避難できる津波避難施設を確保するための工事費用の補助
- ▶ 津波避難計画において指定した避難路沿いにある危険なブロック塀等の 改修費用の補助

国•防災関係機関

- ▶ 備蓄物資が津波発生時に浸水する可能性がないかの検証と保管場所適正 化の実施
- ▶ 高速道路の休憩施設における津波からの一時避難施設の整備

重点施策 20 防災訓練の実施(津波対策)

様々な状況を想定した津波避難訓練を繰り返し実施し、県民等の津波からの早期避難意識を高めます。

目標

津波避難訓練の実施率

【現況】73%(H26年度) → 【目標】100%(各年度) (津波避難訓練実施市町数/15(沿岸市町数))

県

- > 津波対策訓練の実施
- > 沿岸市町が行う津波対策訓練に対する財政支援

市町村

主な

- ▶ 夜間避難訓練、発災型避難訓練、旅行者・海水浴客を交えた津波避難訓練、 要配慮者対策を加味した防災訓練など、様々な特徴ある防災訓練の実施
- ▶ 警察、消防、ライフセーバーと連携した救助訓練の実施
- ▶ 学校に自治会主催の広域避難所開設訓練への参加を呼びかけ、地域や関係団体等と学校の協力を促進

組

例

取

国•防災関係機関

> 災害発生時の緊急出動・情報受伝達等の訓練の実施

県民・事業者等

② 津波避難訓練に参加し、避難場所、避難経路の確認や避難にかかる時間などを把握

減災コラム⑲ <津波対策訓練>

東日本大震災の津波被害を 踏まえ、海浜利用者等の避難 誘導、広域応援活動の訓練を 通じて、沿岸市町の津波対応 力の強化を図るために実施し ています。





(平成27年度の訓練風景)

重点施策 21 海岸保全施設等の整備

防潮堤や河川堤防など、海岸保全施設等の整備を進め、津波の浸水、河川遡上などを防止・抑止して、迅速な避難を支援し、また被害の拡大を抑制します。



津波の浸水被害の軽減や到達時間の遅延

県

▶ 比較的発生頻度が高い津波(数十年~百数十年に1回程度)を対象に、津 波による浸水を防止するための施設の整備を実施

主

な

取

市町村

- ▶ 漁港や海岸の整備計画を策定し、津波浸水被害に強い漁港・海岸の整備を 推進
- ▶ 海岸保全基本計画と整合を図り、河川施設(護岸等)の津波対策を実施

例

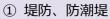
組

国•防災関係機関

- ▶ 津波発生時に確実な操作を行うため、水門等ゲートの遠隔操作化
- ➤ 津波発生時の河川施設の操作監視のため、CCTV監視設備の整備更新を 実施

減災コラム20 〈海岸保全施設〉

海岸保全施設とは、海岸保全区域(津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の安全に資するため知事が指定した海岸の区域)内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設です。海岸保全施設には、以下のようなものがあります。



高潮や波浪、津波が陸上部に侵入してこないよう土を盛り上げて小山を作り、表面をコンクリートなどでコーティングした構造物・施設です。

② 突堤

突堤は、海岸線に直角方向に設置されます。砂が流されるのをくいとめ、また、一定の間隔で複数本設置した突堤の間に砂を捕まえて、砂浜が広くなる効果もあります。

③ 護岸

護岸は、作られる目的は堤防と同じですが、堤防のように新たに小山を築く のではなく、今ある海岸線をコンクリートなどでコーティングしたものです。

④ 離岸堤

離岸堤は、沖合に海岸線と平行に作られる構造物で、消波や波の勢いを弱める効果と、波による海岸の砂の流出を防ぎ、背後に砂をためる効果があります。 (参考:国土交通省、中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方、報告書)









重点施策 22 要配慮者の避難・安全確保に関する対策

自ら避難することが困難な要配慮者の避難支援体制を整備し、要配慮者の安全を確保します。

目標

要配慮者の安全の確保

県

- ▶ 大規模災害発生時に、神奈川県災害多言語支援センターを立ち上げ、ゆさ しい日本語及び多言語による情報提供をするとともに、外国人住民からの 相談対応を実施
- ▶ 外国人旅行者向けプッシュ型情報配信アプリ「Safety tips」の普及・啓発を実施
- > 災害時の外国人住民支援に係る研修会実施による意識啓発を実施
- ▶ 社会福祉施設や職能団体等とのネットワークによるチームを設置し、派遣する職員等に対する研修など人材育成を実施
- ▶ 市町村が行う避難行動要支援者の避難支援体制の整備事業に対する財政支援

主

な

取

組

例

市町村

- 避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に必要な範囲で名簿情報を提供
- ➤ 福祉避難所等への搬送協力、専門施設での受け入れなど要配慮者の対策に 必要な協定の拡充
- ▶ 在宅の高齢者の見守りのために、身体状況・生活状況、緊急連絡先などの 調査を実施
- ▶ 土砂災害・全国統一防災訓練等に合わせた、要配慮者の避難訓練の実施
- ▶ 総合防災訓練に通訳・翻訳等のボランティアも参加してもらい、災害多言 語支援センターの設置訓練を実施
- ▶ 総合防災訓練に手話通訳者を交え、聴覚障がい者への意思伝達訓練を実施

県民・事業者等

- ♥ 地域の中で、身体の不自由な方や妊婦、乳幼児など、避難に支援が必要な要配慮者がいる場合、地域で協力して、避難や安全確保を支援できるよう日頃から準備を実施
- ♥ 地域の防災訓練や避難訓練、災害時のボランティア活動などを行う際は、 要配慮者の支援も想定した訓練や活動を実施

減災コラム② <外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」>

自然災害の多い日本においては、訪日外国人旅行者が安心して旅行することのできる環境を整えることが重要です。観光庁では、こうした訪日外国人旅行者向けの情報発信アプリを提供しています。



外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」とは、日本国内における災害情報を自動でお知らせする多言語に対応したアプリです。日本語・英語・中国語(繁体字/簡体字)・韓国語に対応しています。

自動でお知らせする災害情報は次のとおりです。

- ・震度 4 以上の緊急地震速報
- ・津波警報
- ・大雨・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮の気象特別警報

外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」 (http://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000111.html)

減災コラム② 〈避難行動要支援者名簿〉

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数が約6割でした。また、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍にのぼったこともあり、避難に関する課題が浮き彫りになりました。

このため、災害対策基本法が改正され、市町村は、高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、特に支援を要する方(避難行動要支援者)の名簿を作成することが義務付けられました。これは、災害発生時に一人でも多くの国民の生命と身体を守るための取組であり、名簿には右に掲げる事項を記載します。

名簿に記載する事項

- 1.氏名
- 2.生年月日
- 3. 性別
- 4.住所又は居所
- 5.電話番号その他の連絡先
- 6.避難支援等を必要とする事由
- 7.前各号に掲げるもののほか、 避難支援等の実施に関し市町 村長が必要と認める事項

作成された名簿は、本人からの同意を得て、民生委員や自主防災組織などの避難支援等の実施に携わる関係者に提供されます。ただし、災害が発生した場合、市町村長が特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供することができます。 (参考:内閣府、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針)

重点施策 23 県民等への情報発信体制の整備

県民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行い、津波から の早期避難意識を高めます。



県民等の津波からの早期避難意識の向上

県

- ➤ 大津波警報及び津波警報が発表された場合に、該当沿岸地域のNTTドコ モの携帯電話 (スマートフォンを含む) に津波避難に関する緊急情報を一 斉メール配信
- ▶ 県民等の安全・安小を確保する上で特に重要となる避難情報(避難準備情 報、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定の4情報)を迅速、確実に伝達 するため、市町村と共同で、Lアラート(災害情報共有システム)を活用 した報道機関等への情報提供を実施
- ▶ 市町村が行う災害情報(避難情報)提供手段の整備に対する財政支援

主

市町村

- ▶ 防災行政無線、防災情報メールサービス、tvk データ放送、エリアメール、 ツイッター、Lアラートなど、災害時の情報伝達手段の多様化、多重化の 推進
- ▶ 緊急地震速報、Jアラート(全国瞬時警報システム)、事前に登録してい るメールアドレス・電話番号・ファックスに防災行政無線の放送内容を配 信するサービスなど、情報伝達手段の確保
- ▶ 市町村ホームページ等における防災情報の提供と、災害時における防災体 制の対応への活用
- ▶ 地域ラジオ放送局との連携による情報伝達体制の強化
- 災害時に災害状況や防災・避難に関する情報を配信するアプリの構築
- 緊急地震速報の自動放送を行う施設の拡充
- 防災行政無線のデジタル化や子局増設の実施
- ▶ 子育て関連情報を提供しているメール配信サービスを活用し、災害発生時 における公立保育園の入所児童の避難状況等を発信するための、発信先と なる保護者等の登録を促進
- ▶ 防災ラジオの頒布・配備の拡充

な

取 組

例

国•防災関係機関

- ▶ Lアラートの普及促進を図るため、操作等の習熟や情報発信者(自治体等) と情報伝達者(メディア等)との連携を強化
- ▶ 駅前などに大型モニターを設置し、地震時に必要な情報提供にも活用できるよう維持管理を実施
- ▶ 住民の避難判断等に必要な情報として多摩川、鶴見川、相模川の水位観測値及び鶴見地区並びに新横浜駅前地区の浸水観測値が基準値を超えた時に、電子メールで配信するサービスの実施

組

取

主

な

県民・事業者等

例

- ◎ 県や市町村などから情報を入手する方法についての、ホームページ等による確認(配信サービスなど、事前の登録が必要なサービスもある。)
- 気象庁が発表する大津波警報及び津波警報の、該当沿岸地域の携帯電話 (スマートフォンを含む)への一斉メール配信を受けたときの迅速な避難のための準備を実施

減災コラム② <東日本大震災の津波による浸水被害の様子>

東日本大震災では、多くの人が津波に巻き込まれて亡くなった一方で、率先して避難した人や、 地域で助け合ってともに避難した人が助かった事例もありました。

避難場所はどこか、もっとも早く避難できるのはどのルートか、実際に歩いてみると、もしもの時に安心です。また、地震が起きた時、家族が一緒にいるとは限りませんので、家庭や学校、職場からそれぞれどこへ避難するか、あらかじめ確認して話し合っておくことも大切です。



松川浦漁港付近の津波被害の様子 (福島県相馬市尾浜/2011年4月12日)



津波による被災車両等の様子 (宮城県石巻市釜谷/2011年4月21日)

(出典:災害写真データベース (財団法人消防科学総合センター

http://www.saigaichousa-db-isad.jp/drsdb_photo/photoSearch.do))

3 火災による 死者数を減らす

地震被害想定調査では、大正型関東地震の火災による死者数は 1,330 人と想定されており、被害の軽減のためには、火災の発生を抑え、発生した火災の延焼拡大などを最小限に抑える対策が有効であるため、建物の防火・不燃化などの対策を進めます。

減災目標を達成するため、火災の発生や発生した火災の延焼拡大の抑制などに有効な次の 施策について、重点的に取り組みます。

【減災効果に反映する重点施策】

番号	重点施策	数値目標(指標) 【現況】 → 【目標】
重点施策1	 住宅の耐震化【再掲】(P 13)	住宅の耐震化率 89%(H25 年度) → 95%(H32 年度*)
重点施策 2	多数の者が利用する建築物 の耐震化【再掲】 (P 14)	多数の者が利用する建築物の耐震化率 89%(H26 年度) → 95%(H32 年度*)
重点施策3	防災拠点となる公共施設等 の耐震化【再掲】(P 15)	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 94%(H26 年度) →100%(H36 年度)
重点施策 24	建物の防火・不燃化対策	感震ブレーカー等の設置率 -% → 10%(H36 年度)
重点施策 25	防災訓練の実施(火災対策)	シェイクアウト訓練の参加者数 120万人(H26年度) → 200万人(H30年度*)
重点施策 26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援 (火災対策)	自主防災組織の活動カバー率 79%(H25 年度) →100%(H36 年度)
		自主防災組織の訓練回数 6,566回(H25年度) → 7,400回(H36年度)
		消防団の装備の基準(消防庁告示 H26.2.7 改正)に基づく安全確保のための装備の
		整備率 75%(H26 年度) →100%(H36 年度)

[※] 数値の進捗状況及び計画等の修正により、目標年度は適宜見直します。

【減災効果が期待できる重点施策】

番号	重点施策
重点施策 7	防災知識の普及・啓発【再掲】 (P20)
重点施策8	防災教育の強化【再掲】 (P 22)
重点施策 9	ハザードマップ等による意識啓発【再掲】(P23)
重点施策 27	上水道施設の整備
重点施策 28	市街地の整備
重点施策 29	避難場所・避難路等の整備
重点施策 30	消火活動体制の強化

重点施策 24 建物の防火・不燃化対策

感震ブレーカー等の設置などの建物の防火・不燃化対策を進め、火災発生・延 焼拡大を抑制します。

目標

感震ブレーカー等の設置率 【現況】-% → 【目標】10% (H36 年度)

県

- ▶ 感震ブレーカー等の設置を推進するための普及・啓発を実施
- ▶ 市町村が行う民間住宅の不燃化事業、感震ブレーカー等設置事業に対する 財政支援

市町村

- ▶ 感震ブレーカー等の設置を推進
- ▶ 木造住宅を対象に、建物の不燃化または避難時の安全性確保を目的とした 改修工事費用の補助
- ▶ 火災による被害が特に大きいと想定される地域における建築物を、「準耐火建築物」以上とする新たな防火規制の導入と、建築物の除却・不燃化建築補助との連動による、面的な建築物の不燃化を促進

a **国** • 防災関係機関

例

主

な

取

- ▶ LPガスの容器転倒防止策、緊急遮断装置の設置の促進
- 保安講習会等におけるガス放出防止器の設置の促進
- ➤ LPガス用マイコンメータの期限管理

県民・事業者等

- ♡ 建物の不燃化・難燃化による、火災に強い家づくりの実施

減災コラム② <感震ブレーカー等>

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める機器です。 新防災戦略では、「感震ブレーカー」は感震機能付きの分電盤を指し、「感震ブレーカー等」は、 このほかコンセントタイプや簡易タイプを含め、地震の揺れを感知し電力供給を遮断する機器全般を指します。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ(内蔵型)	分電盤タイプ(後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
6	Manager of the state of the sta		NACO III
分電盤に内蔵されたセンサーが 揺れを感知し、ブレーカーを落と して電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けする タイプで、漏電ブレーカーが設置 されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサー が揺れを感知し、コンセントから電 気を遮断。	ばねの作動や重りの落下により ブレーカーを落として、電気を 遮断。
約5~8万円(標準的なもの)	約2万円	約5,000円~2万円	3,000円~4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセ ントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

(注)住宅分電盤の種類に適した製品をお選びください。

出典:内閣府 防災・情報のページ「感震ブレーカー等の普及啓発用のちらし」 (http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/)

重点施策 25 防災訓練の実施(火災対策)

防災訓練や避難訓練を実施し、自らのいのちを守る意識の高揚を図り、地震発生時の初期消火能力の向上や、出火家屋から迅速に避難するなどの安全確保行動等の普及を進めます。

目標

初期消火能力の向上

目標

シェイクアウト訓練の参加者数 【現況】120万人(H26年度) → 【目標】200万人(H30年度)

県

- ▶ 地震発生時に出火家屋からの迅速な避難などの安全確保行動を行えるよう、県民・事業者・行政機関などに広く参加を呼びかけ、「かながわシェイクアウト(いっせい防災行動訓練)」を実施
- ▶ 「ビッグレスキューかながわ(県・市町村合同総合防災訓練)」で消火訓練を実施
- ▶ 市町村が行う住民参加の防災訓練に対する財政支援

市町村

主

な

取

組

例

- > 大規模火災発生時における避難場所への避難訓練の実施
- ▶ 各自治会で、大規模震災時に住民が消火栓を使用して初期消火活動を行う 移動式のホース格納箱やスタンドパイプの訓練を実施
- ▶ 消防団の非常招集訓練、ホース中継訓練、ポンプ操法訓練、水防訓練などの実施による、消防団の対応力の強化
- 小中学校でのシェイクアウト訓練の実施、事業者にシェイクアウト訓練への参加の呼びかけ
- ▶ 保護者等と児童・生徒の引き渡し訓練を含む、小中学校や幼稚園、保育園での防災訓練(避難訓練等)の実施
- 社会福祉施設で自衛消防訓練や要配慮者の避難訓練を実施

国•防災関係機関

▶ 災害発生時の緊急出動・情報受伝達等の訓練の実施

県民・事業者等

- 自宅や職場、学校、地域等でシェイクアウト訓練に参加するなど、各種の防災訓練に参加し、消火器の取扱いなど火災から身を守る方法を学習
- ◎ 自治会長、施設管理者、消防団員、医療関係者等が、それぞれの地域や 施設での防災訓練を積極的に行い、関係者との連携を強化

49

.

重点施策 26 消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援(火災対策)

消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援を行い、救出・救助活動や避難誘導、消火活動のための技能向上・資機材整備を進めます。

目標

自主防災組織の活動力バー率

【現況】79%(H25年度) → 【目標】100%(H36年度)

【目標】

自主防災組織の訓練回数

【現況】6,566 回(H25 年度) → 【目標】7,400 回(H36 年度)

目標

消防団の装備の基準 (消防庁告示 H26.2.7 改正) に基づく安全確保のための装備の整備率

【現況】75% (H26 年度) → 【目標】100% (H36 年度)

県

- ▶ 消防団の加入促進のため、「消防団応援の店」制度を導入するなどの啓発 活動を実施
- ▶ 消防団員が消火・救助・救急に係る知識・技術を習得できるよう、消防団員に対する教育訓練を実施
- ▶ 自主防災組織の活動への積極的な参加を促すとともに、自主防災組織リーダー等への女性の参画を促すため、普及・啓発を実施
- ▶ 自主防災組織リーダー等を対象に防災に関する知識・技術を習得させ、防 災意識の向上、防災行動力の強化を図る研修の実施
- ▶ 市町村が行う消防団施設の整備、消防団や自主防災組織の資機材整備・訓練等に対する財政支援

取

な

主

市町村

例

組

- ▶ 消防団への加入促進の啓発を実施
- ▶ 消防団員に対する、礼式訓練、普通救命講習、外部機関の研修参加、新入 団員教育等の実施
- > 消防団の防災資機材等の整備
- ▶ 消防団施設を強固な構造に再建
- 災害現場での消防団との情報共有のため、双方向の通信手段を確保するなど、情報伝達体制を強化
- ▶ 自主防災組織への指導・研修・訓練の実施や防災資機材等の整備に対する 支援を実施
- ▶ 自主防災組織へのスタンドパイプ資機材の配付

- ▶ 自主防災組織リーダー等研修会を通じた、簡易救出・搬送訓練・避難所運 営図上演習等の実施
- ▶ 防災課題のある地域の自治会役員や地域住民とまち歩きやワークショップを行い、現地確認を実施
- > 自治会町内会に対する初期消火器具整備費用の一部補助
- ▶ 街頭消火器の整備・点検の実施
- ▶ 消防本部及び協力団体と消防防災のイベント等を実施

取

主

な

組

県民・事業者等

例

- ② 火災発生時に地域で連携して初期消火を行えるよう、地域の消防団や自主 防災組織の役割・活動内容を確認し、活動への参加や協力などを実施
- ♥ 日頃から、身の回りにある消火器具の取扱方法を学び、消火活動をする際に活用できる消防水利の位置を事前に把握

減災コラム② <消防団>

消防団は、火災や風水害などが起こった際に、地域の消防活動を行う市町村の消防機関で、常勤の消防署とは異なり、非常勤の地域住民の方々が中心となって組織されております。

平常時には、火災予防や応急手当、防災知識の普及啓発といった業務、災害時には、初期消火や住民の避難誘導、人命救助、避難所の運営支援など、様々な活動に取り組んでおり、地域防災の要として活躍が期待されています。



用的団具券集 キャラクター 「火けし太郎」

男女問わず、自営業者、サラリーマン、主婦(夫)、学生など、様々な方が入団しています。地域の安全・安心を守るため、ぜひあなたも、消防団に入団しませんか。

減災コラム26 <自主防災組織>

自主防災組織とは、住民自身が自発的につくる防災のための組織です。

平常時は、災害に備えて防災知識の普及、危険箇所の確認、防災資機材の整備、防災訓練の実施等を行い、災害時は、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救助活動、避難誘導等を行います。 災害時に活動できるように、自主防災組織の防災活動に積極的に参加し、「皆のまちは、皆で守る」ことのできる災害に強い地域づくりに努めましょう。

減災コラム② <消防水利>

消防水利とは、消火活動に必要な水利施設などで、消防法に定められた消防水利の基準に基づいて指定されます。消防水利には主に右のような水利施設などがあります。

阪神・淡路大震災の際には、断水によって消火栓を使うことができず、 川の水を使って消火活動が行われた地域もあります。川の水は避難生活 においても洗濯など被災者の生活にも活用されました。

災害時に消火や生活に利用できる可能性のある「水」が周辺にないか どうか、県民の皆さまも、日常生活の中にある防災の「水」にも気を配っておきましょう。

主な消防水利

- ・消火栓
- ・私設消火栓
- ・防火水槽
- ・プール
- ・河川、溝等
- ・濠、池等
- ・海、湖
- ・井戸
- ・下水道

51

重点施策 27 上水道施設の整備

水道施設の耐震化などを進め、断水による消火活動の支障を軽減することで、迅速な消火活動を支援します。

目標

断水による消火活動の支障の軽減

県

主

県営水道の管轄区域で、災害拠点病院などの重要給水施設への供給管路や 基幹管路のほか、基幹浄水場や一次配水池の耐震化の実施

な

取

組

例

市町村

- > 浄水場、配水池、水道管路など水道施設の耐震化
- ▶ 津波による浸水被害の軽減のための、管理棟やポンプ所の止水対策の実施
- ▶ 県や他市町村と管路の相互融通を進め、災害時でも他市町村等から水が供給できる体制を整備
- ▶ 防災井戸の指定や、指定防災井戸における手動式ポンプの設置に対する補助の実施

減災コラム② <阪神・淡路大震災の火災による被害の様子>

阪神・淡路大震災時には同時多発火災が発生し、断水や道路閉塞によって、円滑な消火活動を 行うことができずに、延焼が拡大して、甚大な火災被害が発生しました。





日吉町(長田区/1995年1月17日)

若松町(長田区/1995年1月17日)

(出典:阪神・淡路大震災「1.17の記録」(神戸市オープンデータ http://kobe117shinsai.jp))

重点施策 28 市街地の整備

火災の発生を防ぎ、また延焼を抑制するための建物や道路の整備を進め、地震 発生時の火災による被害を抑制します。



火災の発生や延焼の抑制

県

▶ 市街地再開発事業等による土地の高度利用、建築物の耐震化等を進め、既成市街地の再整備を促進

市町村

1 12 00 1

- ▶ 市街地再開発事業等による土地の高度利用、建築物の耐震化等を進め、既成市街地の再整備を促進
- ▶ 住宅等の建築にあたり、耐火・準耐火建築物へと更新するよう啓発活動等 を実施し、密集した市街地の整備・改善を推進
- > 発災時の火災延焼被害を抑制するため、防火・準防火地域の見直しを検討
- ▶ 狭あい道路に面する市街地の安全・住環境の向上を図り、土地利用を推進するための、建替え等に係る支援制度の創設に向けた検討を実施
- ▶ 空き家の実態把握を行うとともに、空き家の所有者等に対して防火対策の 指導を実施

県民・事業者等

② 老朽化した空き家が地震によって倒壊すると、周囲や歩行者に被害を与えたり、救出・救助活動や消火活動などの障害になったりする恐れもあるため、空き家を放置せず、除却などの適切な措置を実施

な 取 組

例

重点施策 29 避難場所・避難路等の整備

火災から身を守るための避難場所や避難路等の整備を行い、安全な場所への迅速な避難を支援します。

目標

避難場所や避難路の確保

県

- > 災害時に避難場所となる都市公園を整備
- ▶ 火災の延焼遮断帯、避難路となる都市計画道路の計画的な整備を推進
- > 県有緑地の適正な管理を実施

取市町村

Ì

な

組

例

▶ 都市公園の新設や拡張整備を実施

- ▶ 歩行者道など街路の整備を実施
- > 狭あい道路の拡幅整備を実施
- ▶ 指定緊急避難場所や防災備蓄庫置き場となる広場・公園、防火水槽の整備 を実施

減災コラム② <都市公園の整備>

地震などの災害が発生した場合に、都市公園は、住民の避難場所や活動拠点として有効に機能し、火事などから身を守る緩衝緑地の役割などがあります。

防災パーゴラ、太陽光発電を利用した災害時にも利用できる施設など、災害に対する公園の機能の充実に取り組んでいます。

皆様の周りの都市公園も避難場所などに指定されていると思いますので、日頃から公園の出入口などを確認し、いざという時に備えておきましょう。

(防災パーゴラ)

通常時は休憩施設ですが、災害時にはテントになります。







災害時

重点施策30 消火活動体制の強化

市町村消防の施設・資機材の整備、県内応援体制の強化及び職員の訓練・研修の実施などを通じて、消火活動体制を強化・拡充し、消火能力の向上を進めます。



市町村消防の消火能力の向上

県

- ▶ 市町村が行う消防広域化等に必要な施設・設備の整備等に対し財政支援を 行い、広域化を推進することによる市町村消防の体制強化
- ▶ 市町村が行う消防広域応援に必要な施設・資機材の整備等に対し財政支援を行い、一市町村の消防力を超えた災害発生時の県内消防広域応援体制を強化
- ▶ 消防全般にわたる知識及び技術等の修得を通じて、複雑高度化する消防業務に対応できる消防職員を育成
- ▶ 他県の消防学校等と合同訓練を実施

市町村

- ▶ 消防団や自主防災組織との連携を強化するとともに、消防の広域化による 消防・救急体制の充実強化
- ▶ 現場活動での連携を図るため、消防団と常備消防の合同訓練を実施
- ▶ 震災時における有圧水利の機能低下を想定した、消防職団員合同の遠距離 送水訓練を実施
- ▶ 40 トン以上の防火水槽や耐震性貯水槽、消火栓など消防水利の整備
- ▶ 延焼火災危険度の高い地域を中心に消火活動に有効な消火栓・防火水槽等の設置場所の調査を実施

主な

取

組

例

減災コラム③ <神奈川県地震災害対策推進条例>

県では、東日本大震災の経験を踏まえ、県、県民及び事業者が協働し、着実に地震災害対策を 進めるため、神奈川県地震災害対策推進条例を制定しました。(平成 25 年 4 月施行)

条例は、分かりやすい構成で、県、県民及び事業者が取り組む対策を規定し、それぞれの役割 分担を明確にしました。また、津波対策や帰宅困難者対策など神奈川県の特徴に基づく対策を位 置づけています。

この条例に基づき、県は、市町村、国等と連携して地震災害対策に継続して取り組むとともに、県民、事業者による自助・共助の取組を促進します。

(http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f450054/)

(目的)

地震災害から県民の生命、身体及び財産を守ることが極めて重要であることに鑑み、これに必要な地震災害対策について、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県、県民及び事業者が実施する地震災害対策の基本となる事項を定めることにより、地震災害対策の総合的な推進を図り、もって全ての県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とします。

(基本理念)

- 1 いのちを最優先
- 2 自助・共助・公助の協働
- 3 神奈川県の自然的・社会的条件を考慮

4 多様な主体の視点

一緒に取り組もうね!

【自助】

地震に備え食料を備蓄したり、地震が発生したら迅速に避難するなど、自らの身を自ら守ります。



【共助】

地域などで、互いに 協力し、助け合って、 初期消火や避難を行 います。

【公助】

県、市町村、国等は、 防災知識の普及啓発 や、消火や救助など の応急活動等を行い ます。

IV 減災効果の算出

IV 減災効果の算出

重点施策の取組を推進し、数値目標を達成することによって、被害想定時には31,550人と想定された大正型関東地震による総死者数は、半数以下の14,180人に軽減することができると見込んでいます。地震の揺れ、津波、火災それぞれの死者数の軽減量は次のとおりです。

重点施策による減災効果(揺れ)

- 揺れによる死者数を減らす
- 死者数 17,700 人 □ 8,800 人 (△8,900 人)
 - ※ 重点施策1~6の数値目標達成による効果

重点施策による減災効果(津波)

- 津波による死者数を減らす
- ・死者数 12,530 人 □ 5,030 人 (△7,500 人)
 - ※ 重点施策7~10、18~23の推進による効果

重点施策による減災効果(火災)

- ・ 火災による死者数を減らす
- 死者数 1,330 人 □ 350 人 (△ 980 人)
 - ※ 重点施策1~3、24~26の数値目標達成による効果



総死者数 31,550 人 二 14,180 人 (軽減率 55 %)

※ 各項目の死者数は1の位を四捨五入しているため、合計は総死者数と一致しません。

- 死者数減少のフロー図 -

重点施策の推進による、地震による揺れ、津波、火災の各死者数の軽減の流れは、次のよう なイメージになります。

